

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県基金条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第4号）の施行期日は、平成21年3月10日とする。